

第1 力強い農業構造の確立と中山間地域 農業の発展

第 1 - 1 経営基盤の強化

(1) 農地の集積・集約化等による効率的な生産体制の構築

農地の集積・集約化を進め、担い手への農地集積率は 68.3% に向上

1 動向

(1) 認定農業者¹や経営体²の数及び農地集積状況

ア 認定農業者の数はやや減少

令和 6 年度の認定農業者数は、前年度に比べ 333 減少し 11,804 となり、8 年連続で減少した。このうち、未更新や認定取消等による減少が 328 であった。

高齢化によるリタイヤ等に伴い個別経営が減少する一方で、法人経営は毎年増加している。

経営類型別では、稲作中心の経営が 67% を占め、次いで複合経営が 27% となっている。

1 認定農業者：農業経営を改善するための計画が、市町村基本構想に照らして適切である等として、市町村等から認定を受けた者のことをいう。認定期間は 5 年間。

2 経営体：主たる従事者が他産業並の労働時間で、他産業と遜色のない所得を確保することのできる農家や法人のことをいう。

イ 経営体数は増加、農地集積面積近年横ばい

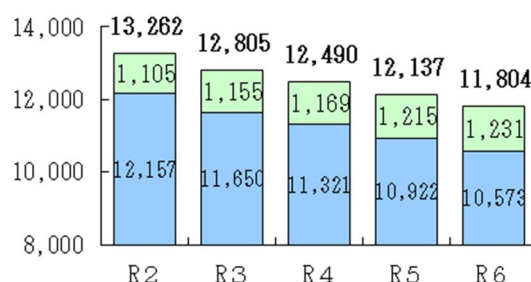
(ア) 経営体数の推移

令和 6 年度の経営体数は、所得が市町村基本構想水準に到達した経営体の増加により前年度に比べ 787 増加し 8,347 経営体となった。

(イ) 経営体の農地集積の動向

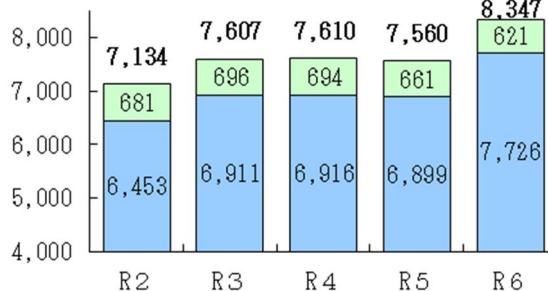
農地中間管理事業等による農地集積が進み、令和 6 年度の全耕地面積に占める経営体の農地集積率は、前年度に比べ 0.6 ポイント増加し 43.5% となった。

【認定農業者数の推移】



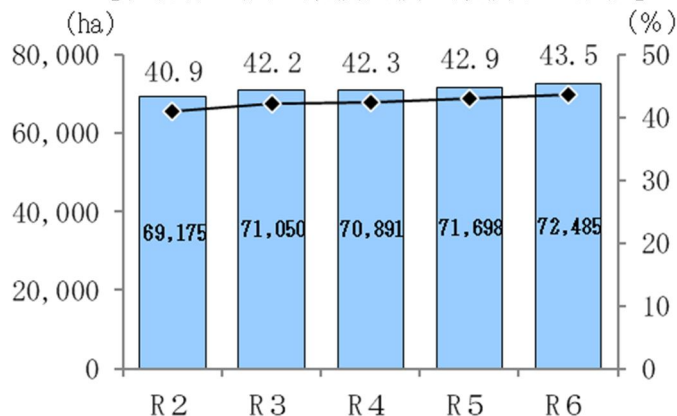
資料：地域農政推進課調査

【経営体数の推移】



資料：地域農政推進課調査

【経営体の農地集積面積と集積率の推移】



資料：地域農政推進課調査

(2) 農業法人等の数

ア 農業法人数は増加

令和6年度の農業法人数は、前年度より21法人増加し1,279法人となった。うち、農地所有適格法人³数は24法人増加し、1,069法人となった。

形態別では、前年度に比べ株式会社が29、その他法人は6増加し、農事組合法人は9、有限会社は3減少した。

3 農地所有適格法人（旧 農業生産法人）：

農地法上、耕作目的での農地の取得が認められている法人の呼称（法第2条第3項の法人形態・事業要件・構成員要件・役員要件の全てを具備することが必要）

イ 農地所有適格法人の経営規模は拡大

農地所有適格法人の平均経営規模は31.7haで、前年から0.8ha増加した。

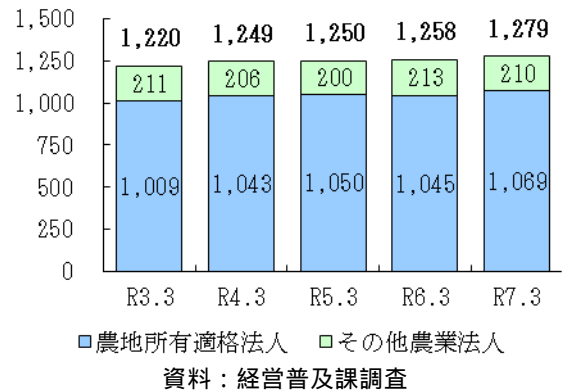
経営面積が20ha以上の農地所有適格法人は、前年度に比べ18法人増加して640法人となった。このうち、50ha以上の農地所有適格法人は、前年度と比べ12法人増加し208法人となり、農地所有適格法人数に占める割合は、前年から0.7ポイント増加の19.5%となっている。

ウ 企業等の農業参入数は増加

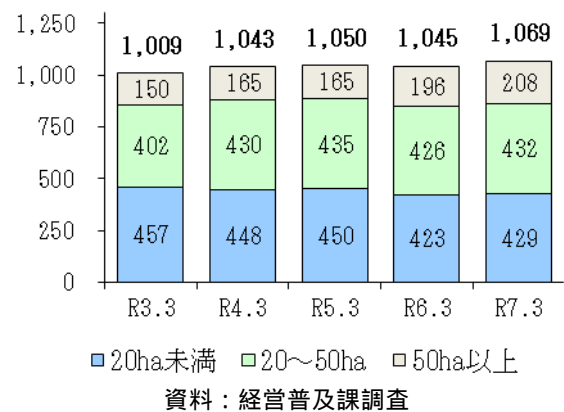
令和5年12月末時点で、解除条件付き等で農業に参入している企業等の数は延べ115法人であった。

前年12月末からの増減内訳は、新規参入による増加が11法人、農地所有適格法人への移行による減少が2法人、撤退による減少が3法人であった。

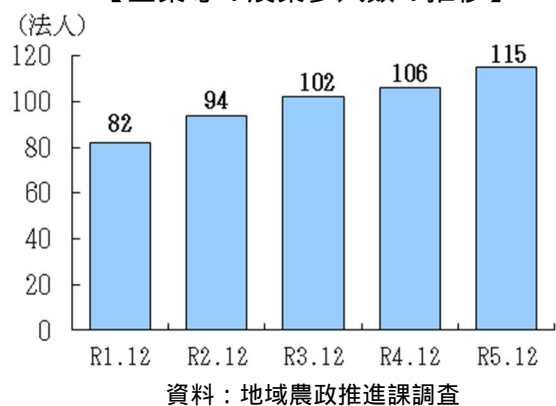
【農業法人数の推移】



【経営規模別の農地所有適格法人数】



【企業等の農業参入数の推移】



R5.12月調査から、延べ数に変更
（複数市町村で貸借している場合は市町村ごとに計上）

2 施策の取組状況と成果

地域計画に基づく力強い農業構造の確立に向け、農地の集積・集約化等による効率的な生産体制の構築を図るための話し合いの継続や、高い生産性と収益性を実現する経営体の育成に向けた取組などを支援した。

(1) 地域計画の見直しに向けた取組への支援等を通じた農地集積・集約化の推進

ア 市町村が行う取組への支援

地域計画の見直し等に向け、担い手の意向が十分に反映された計画の策定プロセスなどの情報提供や、市町村が行うブラッシュアップに向けた取組のサポートを行ったことにより、複数の市町村において、重点的に支援を行うモデル地区の設定や、担い手を中心とした農地の利用調整を話し合う場の設置などの取組に着手された。

イ 担い手⁴への農地の集積・集約化の支援

農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化の取組が進んでいるが、令和7年度の地域集積協力金及び集約化奨励金の取組面積は、交付要件が厳しくなったことにより、申請地区数が減少し、前年度の約8割の388haとなった。

【地域集積協力金及び集約化奨励金の取組状況】

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|--------|------|-------|------|-------|------|------|
| 地区数 | 43 | 54 | 46 | 47 | 28 | 19 |
| 面積(ha) | 962 | 1,068 | 674 | 1,260 | 495 | 388 |

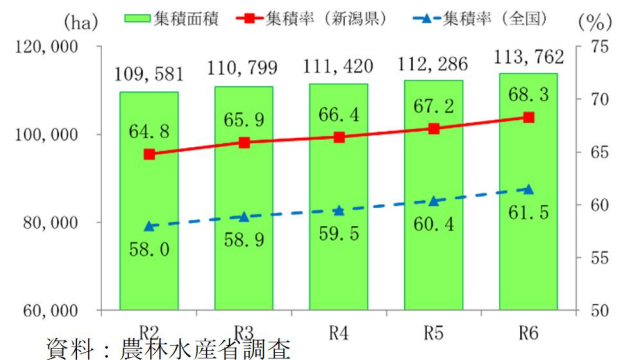
資料：地域農政推進課調査

また、ほ場整備地区等での話し合いの進展や農地中間管理事業の活用などにより、経営体を含む認定農業者等の担い手への農地集積率は、前年に比べ1.1ポイント増加して68.3%となり、全国を上回っているものの、目標の90%には達していない。

4 「担い手」の定義：

- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 基本構想水準到達者
- ア 認定農業者以外の基本構想水準到達者
(26年度の基本構想改定により未到達となるが、25年度末から規模縮小していない者を含む)
- イ 経営改善計画の再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持・拡大している者
集落営農経営(法人、任意組織)

【担い手への農地集積率の推移】



(2) 地域の農業を担う人材の確保・育成

地域の農業を担う人材の確保や育成を図るため、新潟県農業経営・就農支援センターにおいて、人材確保・育成による組織力向上や経営継承などについて学ぶ農業経営セミナーや個別相談会を開催した。

また、個々の農業者の抱える経営課題に応じ、社会保険労務士やITコーディネータなどの外部専門家派遣等の派遣支援を、48経営体(延べ99回)に行った。

3 課題と展開方向

今後も農業者の減少や高齢化が避けられない中、限られた担い手が農地を引き受け、維持するためには、農地や雇用の受け皿となる担い手の育成が喫緊の課題となっている。

地域計画に位置付けられた担い手への施策を重点化し、スマート農業技術の導入支援など省力・低コスト生産を推進するとともに、地域での話し合いなどを通じた農地の集約化という構造対策と、酒米、もち米等を団地化する生産対策を車の両輪として一体的かつ集中的に推進することで、生産性・収益性の向上を図り、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体が農業生産の大宗を占める力強い農業構造の確立を目指していく。

第 1 - 1 - (2) 経営体の体質の強化

外部専門家とともに取組段階に応じた伴走型サポートを実施し、農業者が販売業者と連携した加工品開発等の取組が実践された

1 動向

(1) 経営の多角化

本県の令和 6 年度の農業生産関連事業年間販売額は 396 億円で、全国中位となっている。

1 事業体²当たりの販売額は 2,310 万円で、前年から 60 万円減少し、全国平均の 4,090 万円に比べて小さく、全国 42 位。

1 農業生産関連事業：農産物加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン

2 事業体：農業者、農業協同組合等

| 新潟県 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農業産業関連事業 事業体数 | 1,950 | 1,800 | 1,680 | 1,440 | 1,710 |
| 年間販売額(百万円) | 35,150 | 34,352 | 33,228 | 34,099 | 39,561 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 18.0 | 19.1 | 19.8 | 23.7 | 23.1 |
| 農産物加工 事業体数 | 1,050 | 940 | 880 | 660 | 920 |
| 年間販売額(百万円) | 11,430 | 11,138 | 11,305 | 11,858 | 12,925 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 10.9 | 11.8 | 12.8 | 18.0 | 14.0 |
| 農産物直売所 事業体数 | 720 | 690 | 650 | 620 | 620 |
| 年間販売額(百万円) | 22,290 | 21,610 | 20,131 | 20,335 | 24,838 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 31.0 | 31.3 | 31.0 | 32.8 | 40.1 |
| 観光農園 事業体数 | 80 | 70 | 70 | 70 | 90 |
| 年間販売額(百万円) | 556 | 620 | 699 | 670 | 664 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 7.0 | 8.9 | 10.0 | 9.6 | 7.4 |
| 農家民宿 事業体数 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 年間販売額(百万円) | 232 | 336 | 349 | 524 | 413 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 4.6 | 6.7 | 7.0 | 10.5 | 8.3 |
| 農家レストラン 事業体数 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 年間販売額(百万円) | 641 | 648 | 745 | 712 | 720 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 16.0 | 16.2 | 18.6 | 17.8 | 18.0 |

| 全国 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 農業産業関連事業 事業体数 | 64,160 | 60,650 | 58,950 | 56,550 | 54,380 |
| 年間販売額(百万円) | 2,032,947 | 2,066,615 | 2,176,515 | 2,208,274 | 2,224,434 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 31.7 | 34.1 | 36.9 | 39.0 | 40.9 |
| 農産物加工 事業体数 | 32,840 | 30,550 | 28,980 | 27,760 | 26,910 |
| 年間販売額(百万円) | 918,659 | 953,268 | 1,012,818 | 999,786 | 1,006,107 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 28.0 | 31.2 | 34.9 | 36.0 | 37.4 |
| 農産物直売所 事業体数 | 23,600 | 22,680 | 22,380 | 21,240 | 20,960 |
| 年間販売額(百万円) | 1,053,477 | 1,046,385 | 1,087,897 | 1,126,420 | 1,134,381 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 44.6 | 46.1 | 48.6 | 53.0 | 54.1 |
| 観光農園 事業体数 | 5,120 | 4,990 | 5,090 | 5,050 | 4,350 |
| 年間販売額(百万円) | 29,320 | 32,634 | 35,999 | 37,281 | 39,113 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 5.7 | 6.5 | 7.1 | 7.4 | 9.0 |
| 農家民宿 事業体数 | 1,270 | 1,180 | 1,170 | 1,140 | 770 |
| 年間販売額(百万円) | 3,623 | 3,992 | 4,565 | 5,352 | 4,933 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 2.9 | 3.4 | 3.9 | 4.7 | 6.4 |
| 農家レストラン 事業体数 | 1,330 | 1,260 | 1,330 | 1,360 | 1,390 |
| 年間販売額(百万円) | 27,868 | 30,336 | 35,236 | 39,434 | 39,900 |
| 1 事業体あたり(百万円) | 21.0 | 24.1 | 26.5 | 29.0 | 28.7 |

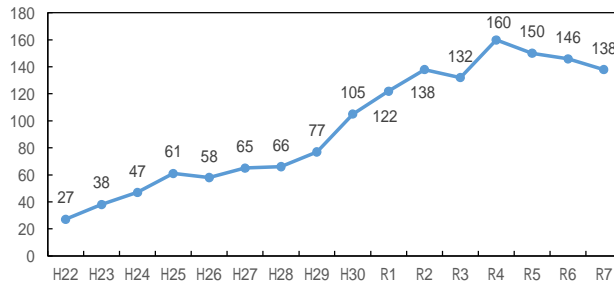
資料：農林水産省「6次産業化総合調査報告」

(2) G A P¹ 認証取得農場数

農業法人等において、従業員が働きやすい環境整備や実需者からの求めに応じるために個別認証取得が進んだこともあり、令和7年度は8農場が新たにG A P認証を取得した。

一方で、G A P認証を活用している農場の中には、認証継続に要する経費等の負担感や国際的なイベントの減少等を理由に、今年度認証の更新をしなかった農場もあり、令和8年1月現在の県内G A P認証取得農場数は前年度から8農場減少し138農場となった。

【県内のG A P認証取得農場数の推移】



資料：日本GAP協会ホームページ、GLOBALG.A.Pホームページから集計

注：R7の値は、令和8年1月現在

1 G A P (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) :

農業において、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組であり、G A Pの実施は、生産管理・効率性の向上や経営意識の向上にもつながるといった効果があり、農業人材の育成や農家の経営改善にも有効である。国内で普及している主なG A P認証には、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPがある。

2 施策の取組状況と成果

(1) 6次産業化を志す農業者に向けた支援

6次産業化の取組を検討している農業者を対象に、全8回の連続講座形式の研修会を開催し、18名(13経営体)が参加した。研修では、商談シートを活用した自社商品の情報整理に関する講義に加え、試食評価会を通じたブラッシュアップを実施した。

これにより、参加者が商品情報を体系的にまとめる手法を習得するとともに、商談に必要な販売力・交渉力の向上を支援した。



< 研修会の最終回の商談会 >

(2) 取組開始から発展まで、段階に応じた伴走型サポート

農産物等の地域資源を活用し、経営改善や地域活性化を目指す事業者に対して、外部専門家の派遣(年間延べ64回)を実施し、商品開発や販路拡大等に至るまで、各事業者の取組段階に応じた伴走支援を行った。

その結果、新店舗・新施設の導入に向けた計画策定が進んだほか、県外市場への販路開拓や、SNS活用をした情報発信のなど、商品販売に向けた具体的な取組が前進している。

【外部専門家の派遣状況（令和7年度）】

| | | |
|--------|------|-------|
| 専門家登録数 | 33名 | |
| 派遣実績 | 派遣先数 | 16経営体 |
| | 派遣回数 | 64回 |

資料：地域農政推進課調査

(3) 国際水準GAPの認証取得等の推進

GAP認証の取得拡大を図るため、GAP実践農業者による講演やリスク評価の手法等についての研修並びにGAP指導員等による農場点検などの個別指導を通じ、農業者のGAPに対する理解促進や認証取得等を支援した。その結果、令和7年度は8農場の新規取得につながった。

また、更なるGAP指導体制の強化を図るため、県普及指導員等を対象にJGAP指導員の養成を実施した結果、令和7年度は28名がJGAP指導員の資格を更新・取得した。



<各地域におけるGAP研修会の様子>

3 課題と展開方向

多角化の取組を農業者の経営改善につなげるためには、幅広い分野にわたる基礎知識や実践的なスキルが不可欠であることから、基礎知識を習得を目的とした研修会の開催や、個別課題に応じた伴走支援を実施する。

多角化による経営発展の実現に向けては、個別経営の商品開発や販路拡大にとどまらず、多様な事業者の連携による事業拡大を支援する。

GAP認証の維持・更新に要する経費や各種記帳作業の負担感などに伴う認証の中止が懸念されるため、経費等の負担が少ない団体認証の取得を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じた認証の取得・継続メリットの理解促進を図る。

GAP実践及び認証取得の推進に向け、GAPについて具体的な指導ができる人材を育成・確保するため、普及指導員等を対象としてGAP指導員を育成する。

第 1 - 2 生産基盤の整備・保全

(1) 経営基盤の強化に資する生産基盤の整備

令和 7 年度において経営体育成基盤整備事業を県内 144 地区で実施し、約 392ha の優良農地 を整備するとともに、新たに新規着工する 9 地区において、園芸作物導入面積を約 87ha に拡大する計画を策定

土地改良事業等が行われた生産性の高い農地

1 動向

(1) 農地面積は減少が続く

本県の農地面積は、10 年間で 5,900ha(水田 5,000ha、畑 900ha)減少し、令和 7 年には、166,000ha となっている。

本県の農地の約 9 割を占める水田の整備率は、令和 7 年で約 67%となっており、令和 6 年において全国平均に比べ約 3 ポイント、北陸 3 県に比べ約 18 ポイント低い。

(2) ほ場整備地区における担い手への農地の集積

ほ場整備を行う経営体育成基盤整備事業における担い手への農地の集積率は、令和 8 年 3 月末で 75.9%となっている。

また、今後農業者の大幅な減少が予想されることから、米等の土地利用型農業では、一層の経営規模の拡大が不可避である。

【優良農地の確保に係る主な項目】

| | 値 | 時点 | 備考 |
|-----------------------|---------|--------|----------------------------|
| 農地面積 (ha) | 166,000 | 令和 7 年 | 内訳 水田 : 147,400、畑 : 18,600 |
| 水田整備率 (%) 1 | 66.6 | 令和 7 年 | 参考 令和 6 年 : 66.2% |
| (参考) 全国の水田整備率 (%) | 69.3 | 令和 6 年 | |
| (参考) 北陸 3 県の水田整備率 | 84.6 | 令和 6 年 | |
| 水田の大区画化率 (%) 2 | 18.7 | 令和 7 年 | |
| 水田の汎用化率 (%) 3 | 54.5 | 令和 7 年 | |
| 農地集積率 (%) | 75.9 | 令和 8 年 | |

1 整備済水田 : おおむね 30a 以上で、道路、用水路、排水路が整備され中・大型機械化体系の営農が可能な水田

2 大区画化水田 : 1ha 程度以上 (50a 以上を含む) に整備された水田

3 汎用化水田 : 畑作が可能なように、暗渠排水等により地下水位の低下が図られた水田

注 1 : 水田整備率、農地集積率は各年 3 月 31 日時点の値。農地面積は、各年 7 月 15 日時点の値

注 2 : 農地集積率は「新潟県総合計画」の計画期間内 (R7 ~ R14) に目標年度を迎えるほ場整備地区における担い手への集積率

資料 : 農林水産省「農林水産統計」、農地計画課調査、農地整備課調査

2 施策の取組状況と主な成果

(1) 生産性の高い水田の整備

生産コストの低減を目指し、農地を効率よく担い手に集積・集約化し、生産性の向上に資するほ場整備を推進してきた。

令和 7 年度には経営体育成基盤整備事業を 144 地区で実施し、令和 8 年 3 月末までに約 392ha の優良農地を整備した。



< 自動操舵トラクタによる V 溝直播
(新潟市・燕市打越地区) >

(2) 汎用化水田の整備

水稲の品質向上、安定的な生産を図るとともに、消費者ニーズに対応した多様な農産物の生産が可能となるよう、暗渠排水の導入により排水性を高めた汎用化水田の整備を推進してきた。

令和7年度には経営体育成基盤整備事業により、暗渠排水を約203ha整備した。

なお、県全体の汎用化水田面積は令和6年度時点で80,280haとなっている。

また、地下からの排水とかんがいの両方を行える地下水位制御システムを令和6年度までに約2,436ha整備した。



<整備後の水田でえだまめを作付け（柏崎市黒滝地区）>

(3) ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大

ア 推進体制の整備

県では、農業者、市町村、JA、土地改良区及び地域振興局（農業担当、農村担当）等で構成する推進体制を全地域振興局に配置し、農林水産部と農地部が連携し、園芸産地育成・拡大を実現するために、ほ場整備地区に対して、以下の取組により支援した。

イ 園芸作物の導入に向けた取組

- 2割以上の園芸導入を目指す令和元年度以降の新規着工地区及び調査計画地区等を対象に、園芸産地化現地研修会を上越市で開催（117人参加）し、ほ場整備を契機に園芸の取組を始めた生産組織の事例紹介や地下水位制御システム、スマート農業等省力化の取組に関する理解促進を行い、ほ場整備地区への園芸導入・拡大の推進を図った。



<園芸産地化現地研修会（上越市）>

- 導入品目の選定や栽培技術の習得を目的とした試験栽培の取組を推奨するとともに、園芸産地化ステップアップ事業等により、令和7年度は32地区の13.2haのほ場での試験栽培を支援した。
- ほ場整備事業実施地区等を対象に、水稲経営の省力化により創出した労働力を園芸品目の導入に活かし、農業経営の安定性を高め、更なる所得向上を目的に農業所得向上研修会を開催（535人参加）した。
- ほ場整備を契機とした園芸導入の優良事例の創出と他地区への横展開に向け、阿賀野市、柏崎市、上越市の3地区をモデル支援地区として、営農経費等の支援を行った。また、令和7年度は、新潟市、長岡市、十日町市、南魚沼市、上越市及び糸魚川市の9地区を新たに追加し、支援を実施した。

ウ 取組の成果

- 令和8年度に新規着工する経営体育成基盤整備事業9地区では、合わせて86.7haで園芸作物を導入する計画を策定した。
- 令和6年度に調査計画中の地区及び令和元年度以降に新規着工した地区では、約7割の地区で試験栽培が行われ、工事完了後の本作化に向け栽培技術の習得に取り組んでいる。

- ・ 調査計画中の地区及び令和元年度以降の新規着工地区では、品目の選定や栽培技術の習得を目的とした試験栽培を地区内外で取り組んでおり、既に担い手が栽培している地区を含め、9割以上が栽培技術の研鑽に取り組んでいる。
- ・ 令和7年度に令和元年度以降の新規着工地区の担い手が園芸品目を導入した面積は、試験栽培を含め113haとなっている。

【試験栽培の取組状況（令和7年度、調査計画地区及び令和元年度以降の新規着工地区）】

| | 全体 | 試験栽培実施 | 担い手が既に栽培 | その他 |
|---------|-----|------------|------------|----------|
| 地区数(割合) | 132 | 89 (67.4%) | 35 (26.5%) | 8 (6.0%) |

【令和元年度以降新規着工地区の園芸導入状況（令和7年度）】

| 園芸導入計画面積 | 園芸導入面積 | 達成率 |
|--------------------|--------|-----|
| 170ha ¹ | 113 ha | 66% |

1 令和7年度時点の計画

3 課題と展開方向

担い手の所得や本県の農業産出額を向上させるためには、経営規模の拡大や生産コストの低減に加え、園芸導入等による経営の多角化・複合化が必要である。

そのため、農地の大区画化や担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大や生産コストの低減を進めるとともに、多様な作物の栽培を可能とする水田の汎用化を推進する。

また、ICTを活用した水管理システムを始め、ドローンや自動走行農機による省力化効果を最大限発揮させるための農地の大区画や、近年、増加傾向にあるイネの乾田直播栽培の水管理を容易にする地下水位制御システムなど、スマート農業や新たな営農技術にも対応した基盤整備を推進する。

ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大のためには、引き続き、稲作農家の園芸導入に対する様々な不安の解消と意欲の醸成を図っていくことが必要である。

そのため、現地研修会等を通じて、水稻の省力化栽培により創出された労働力を園芸栽培に振り向けることで、園芸の導入・拡大の理解を促進するとともに、ほ場整備の調査・計画段階から試験栽培に取り組み、そこで生じた技術面や販売面など様々な課題に対し、地域の推進チームが一体となり、ほ場整備の進捗に合わせた園芸導入・拡大が図られるよう支援する。

また、ほ場整備地区における園芸導入の優良事例としてモデルとなる地区の育成を進め、育成の段階で得られた成果は研修会等を通じて他地区に横展開を図る。

重粘土地帯での園芸導入に向け、園芸作物の生育ステージに合わせた「良好な排水」と「適度な土壌水分」を維持できるかんがい排水技術の習得が必要である。

そのため、水田への園芸導入促進技術マニュアルを活用しながら、暗渠排水や地下水位制御システム等の基盤整備と心土破碎等の営農作業と組み合わせた効果的な排水対策の普及を図る。

大規模な園芸産地の育成に向け、産地ごとに需要見込み等を考慮した品目選定や販売計画がより一層必要となってくる。

そのため、流通関係者等からの情報を踏まえた上でマーケットインをより重視した品目選定と販売計画を具体化し、産地の戦略に沿ってほ場整備地区の園芸導入・拡大を図る。

農業農村整備の新たな展開方向を策定 ～持続可能な農業・農村の基盤づくりへ～

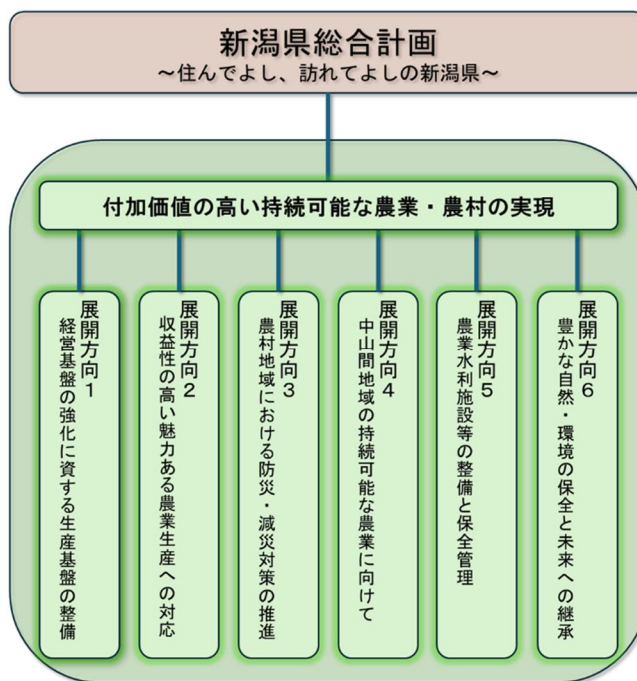
令和7年度、農地部は「農業農村整備の展開方向（2025～2032年度）」を策定しました。本計画は、県総合計画「住んでよし、訪れてよしの新潟県」に基づき、農業・農村の持続可能性を高めるための中長期的な指針です。

【背景と目的】

近年、気候変動や自然災害の頻発、農業従事者の減少・高齢化など、農業・農村を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした課題に対応し、食料供給力の確保と地域資源の活用を進めるため、農業農村整備の方向性を明確化しました。

【計画のポイント】

県総合計画で示している農林水産業の政策展開の基本方向である「付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現」に向け、農業農村整備の6つの展開方向から取組を整理しています。



【今後の展望】

本計画では、令和12年度までに担い手の生産コスト削減率や農業インフラが保管理される農地面積など、具体的な数値目標を設定しています。県は、市町村や地域団体と連携し、農業・農村の持続可能な発展に向けた取り組みを加速します。

農業所得向上研修会を開催 ～ 稲作コスト低減と園芸導入の実現に向けて～

令和8年1月21日、新潟テルサにおいて「令和7年度 農業所得向上研修会」を開催した。本研修会は、水稻経営の低コスト化・省力化により創出された労働力を活用し、園芸品目の導入等による農業所得の向上と経営の安定化を図ることを目的として実施した。当日は、農業者、市町村、関係団体、県職員等、535名が参加した。

研修では、JA大潟村によるたまねぎ産地化の取組や、(有)上野新農業センターによる水稻初冬直播きを活用した省力化・コスト低減の事例が紹介され、水稻経営の省力化と園芸品目導入を組み合わせた複合経営の有効性について、参加者の理解が深められた。

あわせて、令和8年度新規採択希望地区の営農計画に関するポスターセッション(意見交換)や企業展示を行い、参加者が今後の営農計画を検討するうえで有益な情報交換の場となった。

県では今後も、基盤整備と営農展開を一体的に進める取組を強化し、水稻の生産性向上と園芸導入による所得向上を両立する経営モデルの普及を図っていく。



<JA大潟村によるたまねぎ産地化の講演>



<ポスターセッションの様子>

「全国農業農村整備優良地区コンクール」で農村振興局長賞を受賞

令和7年度「全国農業農村整備優良地区コンクール」の「農業振興部門」で、関川村土地改良区（女川地区）が農村振興局長賞を受賞した。

女川地区は平成26年度から県営経営体育成基盤整備事業に着手し、大区画化や用排水路のパイプライン化による水管理の合理化、暗渠排水の整備により耕地の汎用化を行っている。

事業を契機に2法人が新たに設立され、既存の法人を含めた3法人に加え、畜産を主体とする法人も加えた法人間連携の体制を構築した。法人間の話し合いで耕作地の交換など集積・集約を進め、地域の農地の受け皿となっている。

また、完熟堆肥で栽培した岩船産米を「光兔米（こうさぎまい）」としてブランド化するほか、ミニトマト等の高収益作物の栽培や小学校と連携してミニトマトと地元産品による「しいちゃまカレー」を開発するなど、6次産業化にも取り組んでいる。

さらに、基盤整備を契機に春の乾田直播栽培に加え初冬直播き栽培の導入により、春作業の労働時間の大幅な削減による経営面積の拡大や、一般的に田植作業が集中するゴールデンウィーク期間中の休暇取得や、完全週休二日制の導入が可能となるなど、従事者にとって働きやすい労働環境を実現している法人もある。

これら一連の取組は、農業の生産性向上と担い手確保の両立を図る先進的な事例として高く評価されており、県内におけるモデルケースとなっている。



<表彰式の様子>



<ミニトマトの栽培>



<しいちゃまカレーのパッケージ>



<スリップローラーシーダーによる乾田初冬直播>

第 1 - 2 - (2) 農業水利施設等の整備と保全管理

県が造成した基幹的農業水利施設(1,278 施設)について施設の長寿命化を図る機能保全計画に基づき、令和 7 年度までに 400 施設において補修等の対策工事を着手

1 動向

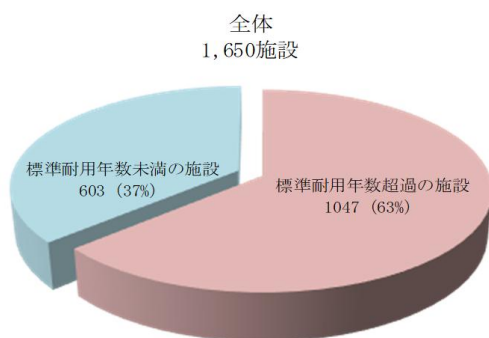
本県には、水源施設である農業用ダムやため池のほか、河川から用水を取り入れる頭首工、用水をほ場へ配水する用水路や揚水機場、ほ場などからの排水を流す排水路や河川等へ排水する排水機場などの農業水利施設がある。

これらの施設は、用排水機能の発揮を通じて農業生産を支えるとともに、良好な農村景観の形成や住宅地における浸水被害の軽減などの役割も果たしており、本県の豊かな暮らしを支えている。また、用排水施設の多くは、地域や水系ごとに設立された土地改良区が管理し、その機能が適正に発揮されるよう維持されている。

本県の受益面積 100ha 以上の基幹的な農業水利施設は、用排水路の線的施設が 1,052 箇所(3,708km)、用排水機場等の点的施設が 598 箇所、合計 1,650 箇所(国造成:240 箇所、県造成:1,278 箇所、その他造成:132 箇所)となり、再建設費は約 1 兆 5 千 5 百億円と試算されている。

近年、これらの基幹的な農業水利施設は老朽化が進み、開水路や水路トンネルの損傷による漏水被害、ポンプの能力低下や除塵機などの緊急停止などが発生し、維持管理費の増大や施設機能への影響が懸念される状況である。また、農業水利施設の整備に合わせてカーボンニュートラルの実現に向けた設備の省エネ化や少人数でも管理が可能となるよう ICT を活用した水管理の省力化・スマート化を進めている。

【標準耐用年数の超過施設数 (R7 年度末)】



資料：農地建設課調査



< 腐食により背面が陥没した鋼矢板水路 >



< コンクリートの劣化により漏水が進む水路トンネル >



< 老朽化して開閉が困難になったゲート >

2 施策の取組状況と成果

(1) 農業水利施設の長寿命化に対する取組

施設の長寿命化を図るため、国営、県営及び団体営事業で造成した基幹的な農業水利施設で機能診断に基づく機能保全計画の策定を進め、県営造成の1,278施設すべてにおいて、令和2年度までに策定を行った。現在、策定した機能保全計画に基づき、400施設で水路やポンプ場の補修等の対策工事を実施している。



< 機能診断（コンクリートの健全度測定） >



< 機能診断（カメラによる管水路の健全度評価） >



< コンクリート隧道のコンクリートパネル設置による補強 >

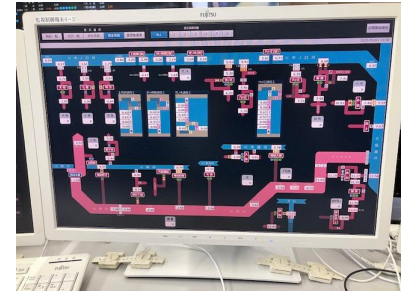
(2) 農業水利施設の機能強化に対する取組

用水施設関係では、地域の農業構造や営農形態が変化していることから、園芸作物に必要な適期・適量の用水確保や、遠方監視制御を活用した水管理の省力化などを図るため、かんがい排水事業により、送・配水施設や遠方監視制御施設の整備などの機能強化を進めており、令和7年度までに約8万8千haで水管理の省力化が図られている。

排水施設関係では、近年の気候変動に伴い豪雨が頻発していることから、農地等における湛水被害の軽減や、畑作物の生育に適した排水条件に改良するため、湛水防除事業や農地防災排水事業等により、排水機場や排水路の整備などの機能強化を進めており、令和7年度までに約2万3千haで湛水被害の軽減を図っている。



< 遠方監視制御による揚水機場管理 >



< 複数施設を一元管理 >



< 湛水被害防止のための排水路改修 >



< 改修後のえだまめ栽培 >

3 課題と展開方向

老朽化が進む農業水利施設の補修更新については、施設の監視の強化を行い、劣化の進行状況に応じて対策時期の見直しを行いつつ、施設が機能低下した際の影響度に基づく優先順位を踏まえ、対策時期の平準化を図りながら、施設管理者と連携して対策を計画的に実施する。

農業水利施設の整備に合わせて、水管理の省力化を図る遠方監視制御機器等の導入によるスマート化と用水需要等に応じ電気使用量を削減できるインバータ制御など省エネ化を図る機器の導入を推進する。

農業の競争力強化に向けて、担い手への農地集積・集約化や園芸導入の促進に対応した農業水利施設の整備を行う必要がある。このため、担い手が望む水利用形態や排水条件など、地域のニーズに応じた施設の機能強化を図る。

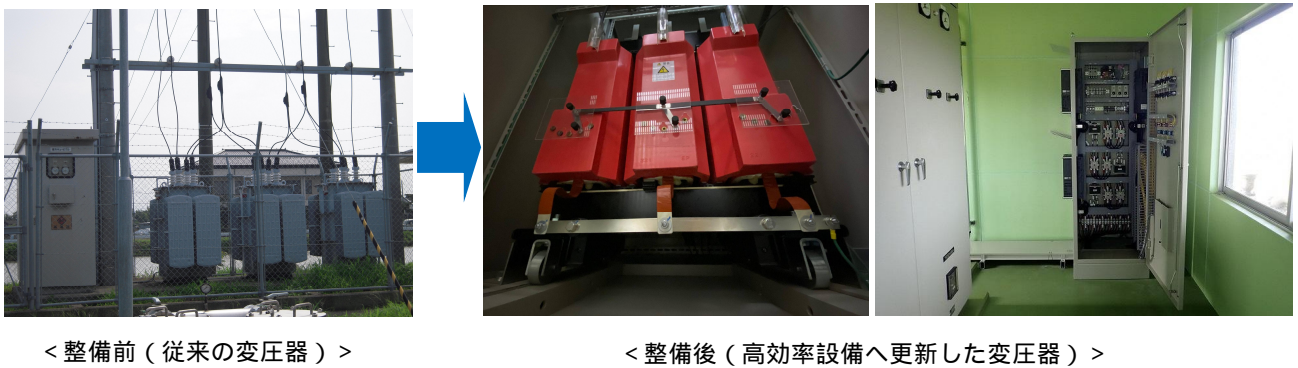
これらの取組を安定的に実施していくためには、農業水利施設の整備・管理を担う土地改良区が、将来にわたり健全な運営を維持し、的確にその役割を果たしていくことが重要である。

- このため、施設管理計画の策定や財務諸表の活用を通じた運営基盤の改善・効率化を図るとともに、組織の運営基盤強化に資する取組の一つとして土地改良区や市町村等の関係者が共同して将来の保全体制を構築する「連携管理保全計画（水土里ビジョン）」の策定を積極的に進めていく必要がある。県と新潟県土地改良事業団体連合会はそれぞれの役割を踏まえ、取組に対する関係者への働きかけや支援を一層強化していく。

【農業水利施設のスマート化】



【農業水利施設の省エネ化】



将来にわたる地域の農業水利施設の保全に向けた取組
～ 水土里ビジョンの策定推進～

近年、農業集落が小規模化・高齢化する中で、土地改良施設のみならず、末端の水路施設等も含めた施設全体での保全活動やその実施体制の弱体化が懸念されている。

施設の保全体制の中心となる土地改良区においても、小規模なものでは専任職員が不在となるなど、組織運営に支障が生じるおそれがあることから、令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画（通称、水土里ビジョン）が位置付けられた。

将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくためには、水土里ビジョンの策定を通じて、施設の保全に係る体制のイメージを関係者間で共有し、その実現に向けた取組を構築していくことが求められる。

本県においては、用排水機場をはじめとする多くの農業水利施設が整備されており、これらの施設は農地の生産基盤としてだけでなく、潟や低湿地の排水を通じて地域住民の安全な生活環境を維持するうえでも重要な役割を果たしていることから、積極的に水土里ビジョンの策定を進めている。その結果、県内においては、令和7年度に16土地改良区、1土地改良区連合が策定に着手しており、令和8年度には新たに19土地改良区が着手する見込みである。

水土里ビジョンを策定中の土地改良区からは「これまで議論が進まなかった市町村等との役割分担や費用分担といった課題について、ビジョン策定を契機に議論が進められるようになった」、「施設の維持管理・保全に関係者からの協力が期待される」といった声が寄せられている。

県としては、水土里ビジョンの策定により、土地改良区と市町村等関係者間における役割分担や費用分担といった議論が深まり、将来にわたる持続的な保全体制が構築されるよう、引き続き策定を積極的に推進していくこととしている。

【 水土里ビジョンのイメージ 】



< 農林水産省「水土里ビジョン策定マニュアル (Ver. 2.2)」から抜粋 >

令和7年の渇水対策について

令和7年は6月下旬からまとまった降雨がなく、県内の観測地44地点のうち41地点で7月の最小値を更新する記録的な少雨となった。これにより、流域が狭い中小河川を中心に河川水位の低下による取水困難や、農業関連ダムの多くで貯水率が平年を下回るなど、農業用水の確保に影響が生じた。

県では、令和5年の渇水対応の教訓を生かし、早い段階から節水対応の呼びかけや県所有ポンプの貸出し、消雪パイプ用井戸の利用とこれに必要な臨時的な電力供給の調整など、関係者間での連携を図り農業用水確保に向けた取組を実施した。

また、市町村、土地改良区等が行う応急ポンプの設置・運転、消雪パイプ用井戸の使用などにかかる経費については、新たな国の制度である「水利施設管理強化事業（特別型）【渇水・高温対策】」を積極的に活用し支援を行った。

水利施設管理強化事業（特別型）【渇水・高温対策】の取組事例

1) 県所有ポンプによる反復利用（新発田市）



2) 消雪井戸の利用（上越市）



3) 給水車によるため池への補水（南魚沼市）



4) 河川掘削
(機場取水口への導流)
(小千谷市)



一方、渇水の備えとして山間部の農業者からはダムやため池の新規整備に対する要望があがったが、整備には多大な費用と時間が必要なことから、休耕田などを活用し簡易に農業用水を貯留する施設の造成について検討し、施設造成の留意事項について取りまとめ、周知した。

農業用水の簡易な貯留施設

①畦畔の高上げ



現況の畦畔の高上げを行い、水田の貯留機能を高める方法

- ・ 工事費：100万円
(10a、搬入土70m³)
- ・ 貯留量：500m³
(10a、水深50cm)
- ・ 供給可能面積：1ha
(水深5cm分、1回)
- ・ m²当たり単価：2千円/m²

②田面の掘り下げ



現況の水田等を掘り込む方法
土質によりゴムシート張りを
実施

- ・ 工事費：500万円
(10a、搬出土750m³)
1600万円
(同上、ゴムシート有)
- ・ 貯留量：950m³
(10a、水深100cm)
- ・ 供給可能面積：1.9ha
(水深5cm分、1回)
- ・ m²当たり単価：
5千円/m²、17千円/m²

③雪の活用



雪を休耕田や沢などに集積し、踏み固めて遮熱シートで養生することにより、融雪を抑制する方法

- ・ 資材費：1000万円以上
(10aを遮熱シートで被う)
- ・ 貯留量：1000m³
(10a、高さ2.5m)
- ・ 供給可能面積：2.0ha
(水深5cm分、1回)
- ・ m²当たり単価：10千円/m²

第 1 - 2 - (3) 生産基盤の保全管理

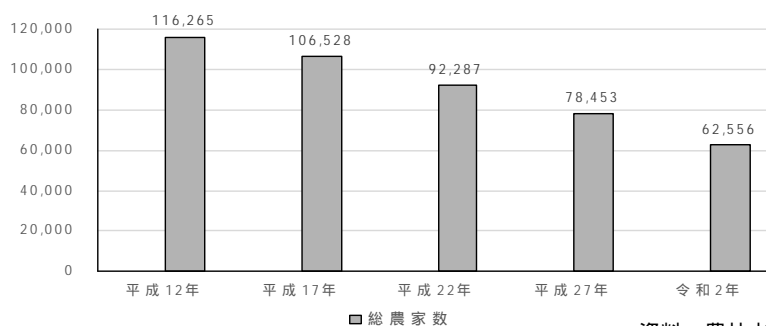
令和 6 年度において、県内農用地面積の 7 割を超える約 12 万 6 千 ha の農用地を対象に地域共同活動として、農地・農業用水路等の保全活動を実施

1 動向

本県の令和 2 年の農家数は 62,556 戸となっており、平成 12 年からの 20 年間に 53,709 戸減少している一方で、経営耕地面積 5 ha 以上の農業経営体への集積割合は、平成 12 年時点では 14.5%だったが、令和 2 年には 56.4%を占め、農地集積が進んでいる。

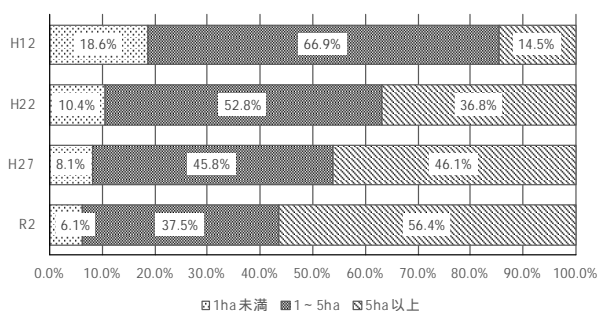
このため、農村地域では、担い手への農地集積の進展や、土地改良区の組合員の高齢化・減少等に伴い、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるほか、農用地、水路、農道等の生産基盤の保全管理に関する担い手農家の負担の増加が懸念されている。特に中山間地域では、平場に比べ畦畔の面積が多いため、維持管理に係る一人当たりの作業負担が多くなっている。

【新潟県の総農家数の推移】



資料：農林水産省「農林業センサス」

【経営耕地面積規模別の耕地面積集積割合】



資料：農林水産省「農林業センサス」

【平場地域と中山間地域の畦畔率（参考事例）】

| 市名 | 耕地面積 (ha) | | | 畦畔率※1 |
|-------|-----------|--------|------|-------|
| | (田) | 本地面積 | 畦畔面積 | |
| 平場A市 | 28,200 | 27,600 | 600 | 2.1% |
| 中山間B市 | 2,100 | 1,680 | 420 | 20.0% |

資料：北陸農林水産統計年報（R4～R5）

1 畦畔率は、耕地面積に占める畦畔面積の割合を表す。

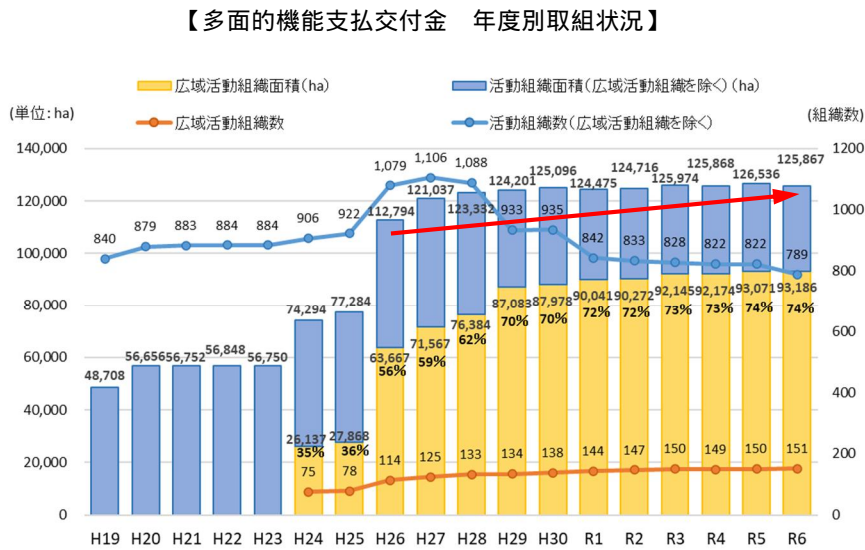
2 施策の取組状況と成果

(1) 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の拡大

地域共同で行う農地・農業用水路等の保全活動を支援する多面的機能支払の取組状況は、令和 6 年度末現在、940 活動組織で取り組まれており、取組面積は約 12 万 6 千 ha となっている。この取組面積は、県内農用地面積 16 万 8 千 ha の約 7 割を占めており、本交付金創設時の平成 26 年度と比較すると約 1.1 倍に増加している。

(2) 活動組織の広域化が進展

広域活動組織の組織数と取組は増加傾向にあり、令和6年度末時点で、151組織、約9.3万haを対象に活動が実施されている。この取組面積は県内取組面積の約74%を占めている。



< 地域住民による植栽 >

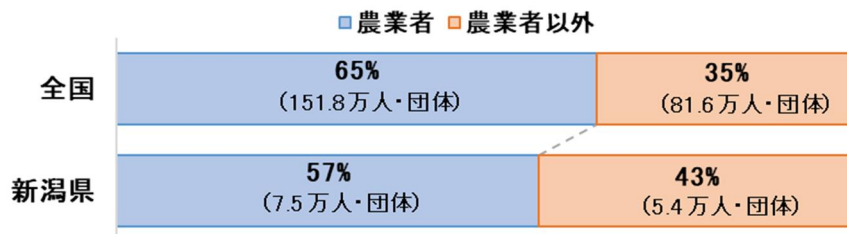


< 水路の泥上げ >

(3) 多様な主体の参画による活動が地域に定着

活動組織には、農業者・非農業者を合わせて12.9万人・団体が参画しており、このうち非農業者は全体の4割以上となる5.4万人・団体を占めており、非農業者の参画割合は全国平均を上回っている。

【活動組織の構成員数及び構成割合】



3 課題と展開方向

生産基盤の継続的な保全管理のため、農林漁業者や地域住民等が共同で取り組む地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援していく。

多面的機能支払の取組拡大に当たっては、高齢化や農業者の減少、地域をまとめるリーダーの不在等が課題であることから、引き続き、既存組織への編入や、新たな集落の取り込みによる活動組織の広域化を図るとともに、非農業者の参画を推進し、更なる取組の促進を図っていく。

第 1 - 3 中山間地域等の活性化 (1) 農業・農村の維持・発展

ビレッジプラン 2030 の取組により、将来プランの実践地区数は 64 地区に拡大。プラン実践に着手する中で、営農以外も含めた幅広い取組を展開

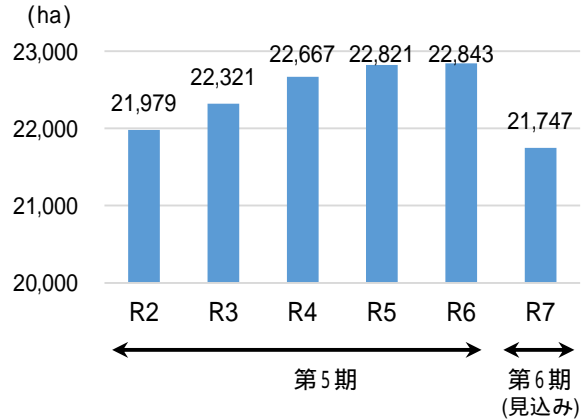
1 動向

(1) 中山間地域等直接支払制度¹の取組面積は前年度から大きく減少

条件不利農地での営農活動を支援する中山間地域等直接支払制度において、第 6 期対策 1 年目の令和 7 年度は 23 市町村 718 協定が締結され、取組面積は 21,747ha と、協定参加者の高齢化に伴う協定の解散・統合等を背景に、前年度に比べ 1,096ha 減少する見込み。

1 中山間地域等直接支払制度：中山間地域等において、集落等を単位に、農用地の維持・管理するための協定を 5 年単位で締結し、面積に応じて一定額を交付する制度

【中山間地域等直接支払制度の取組面積】

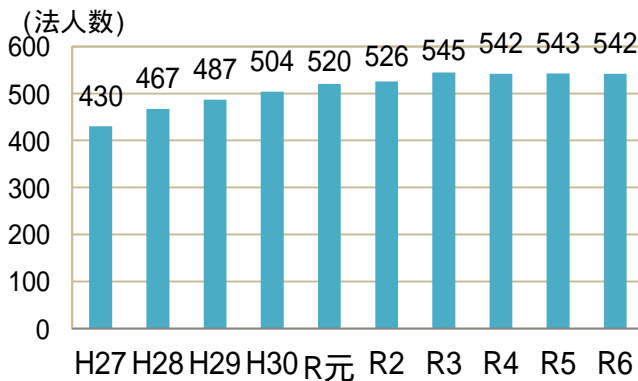


資料：地域農政推進課調査

(2) 耕地面積に占める農業法人のシェアは年々増加

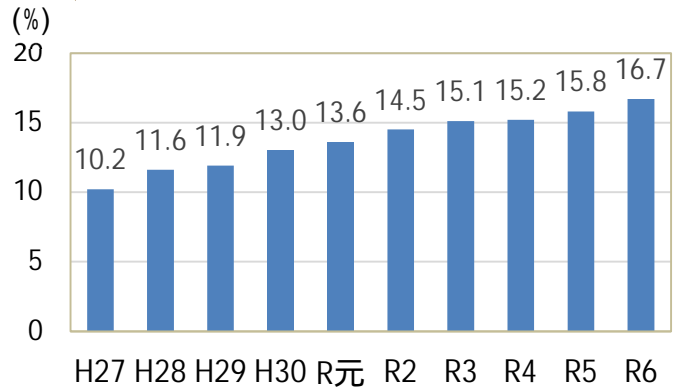
令和 6 年度の中山間地域の農業法人数は、前年度に比べ新規設立等により 13 法人増加したものの、解散等により 14 法人減少したため、前年度より 1 法人減の 542 法人となった。また、耕地面積に占める農業法人のシェアは、前年度より 0.9 ポイント増加して 16.7%となった。

【中山間地域の農業法人数】



資料：経営普及課調査

【耕地面積に占める農業法人のシェア】



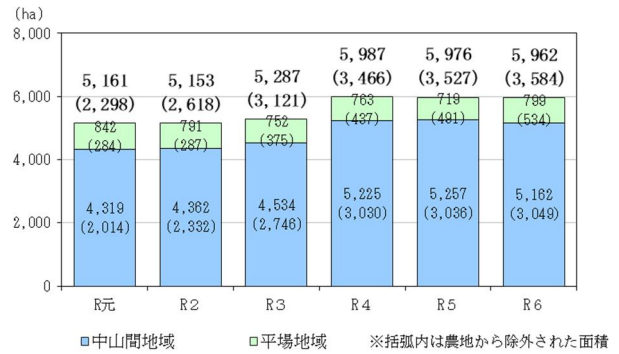
資料：地域農政推進課調査

(3) 遊休農地等²の約9割は中山間地域

本県の遊休農地等の面積は約6,000haあり、その大半を中山間地域が占めている。

なお、遊休農地等のうち、再生利用が困難と判断された荒廃農地は、農地から除外されている。

- 2 遊休農地等：現状で耕作されていない、あるいは耕作に従事する者が不在となる農地。再生利用が可能な農地と、再生利用が困難な農地に分けられる。



資料：農林水産省「遊休農地に関する措置の状況調査」

2 施策の取組状況と成果

中山間地域の農業・農村の維持・発展に向けて、中山間地域等直接支払制度や「ビレッジプラン2030」により、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりに向けて、将来プランの策定や活動の主体となる組織づくり、プランの実現に向けた地域の主体的な取組を支援した。

また、不利な条件ながらも、地域活性化に意欲的な中山間地域に対し、棚田みらい応援団による支援を行った。

(1) 中山間地域等直接支払制度を活用した多面的機能の維持や営農体制の強化

第6期対策の切り替わりに伴い、5年間の営農継続に不安を抱える協定を中心に対象農用地の除外が進み、令和7年度の協定農用地は1,096ha減少し21,747haとなる見込み。

制度を継続して取り組むことに不安を感じている協定に対し、取組が継続できるよう、繋がりのある近隣集落との連携や、外部人材の受入れ、そば等の省力作物への転換・スマート農業技術の導入による省力的な農地の維持・管理などを市町村等と推進した結果、県全体の協定農用地面積の9割でネットワーク化活動計画³の策定が計画されるとともに、約3割でスマート農業加算が適用された。

これら協定の取組により、農用地が維持され、土砂災害の発生が防止されるとともに、地域の伝統行事が守られる等の農村の持つ多面的機能の維持が図られている。

- 3：集落協定が協働取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

(2) 地域の将来プラン（ビレッジプラン）の実践支援

サポート人材⁴で構成する推進チームにより、中山間地域の営農継続や集落機能の維持に向けた住民主体となった将来プランの実践を支援するとともに、地区同士の取組や課題を共有する場「ビレッジプラントークライブ⁵」の開催や、特徴的な取組を行う地区の発信など、プラン実践地区の機運醸成や新規取組の創出をはたらきかけた。

農業分野では、生産組織の法人化による営農体制の強化や、地区の若手農家で構成するドローン共同防除チームの設置等、営農継続に向けた体制強化の取組が進んだ。

また、地域おこし協力隊の受入や、女性や高齢者の働く場の確保を目的とした新品目の栽培など、移住・福祉分野の取組も手掛けられ、農業をベースとした多様な人材の活躍の場の創出に繋がっている。

なお、令和7年1月末時点で、県内64の地区が将来プランの実践段階に到達している。

4 サポート人材：地域が主体となった取組を伴走型でサポートする人材。

令和2年度から令和5年度までに、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所からの支援を受け、市町村やJA、県の職員等を対象に、計198名を養成。

5 ビレッジプラントークライブ：ビレッジプランに取り組む中での悩みや体験を地区同士で共有し、話し合うことで解決に向けたヒントを探る情報交換会。令和7年度は担い手の確保をテーマに2回開催。

(3) 農村RMO⁶の設立支援

営農継続や集落機能の維持等に向けて、農村RMOの設立を志向する地区に対し、ビジョン形成や組織づくり、農用地保全や生活支援等に係る事業・サービスの確立に向けた調査や計画の作成、実証活動等を支援した。

6 農村RMO：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

< 国交付金活用による農村RMOの設立に向けた取組事例 >

| 地区 | 農村RMO形成の中心となる組織 | 調査・実証内容 | 事業期間 |
|---------------------|--------------------|---|-------|
| 上越市 清里地区 | (一社) 櫛池農業振興会 | ・公園・池沼周辺農地等の修景活動 ・交流活動事業の再編 ・多世代交流の仕掛けづくり 等 | R5～R7 |
| 胎内市 鼓岡・大長谷 地区 | 夢ビレッジ胎内290 | ・鳥獣被害対策実証 ・外部人材受入に係る体制整備 等 | R4～R9 |
| 柏崎市 別俣地区 | 別俣みんなのふるさとづくり推進協議会 | ・小麦・園芸品目の栽培実証と人材の育成 ・旧小学校舎の有効活用(直売所・売店、交流の場等への活用)と特産品開発 ・生活サポートシステム構築検討 等 | R7～R9 |

3 課題と展開方向

- ビレッジプランの取組拡大には、将来プランの着実な実践に向けた活動組織の育成や体制強化が重要であることから、活動への若手の参画や、区域拡大を伴う将来プランの見直しによる人材確保など、活動組織の担い手確保に向けた取組を重点的に支援するとともに、引き続き、法人経営体や農村RMO等の組織づくりや運営資金の確保等、自立に向けた取組を推進する。

併せて、県全体のムーブメント醸成に向けては、市町村や中間支援組織等の多様な人材と一体となって推進していく必要があるため、外部人材を活用した市町村の支援体制づくりや、活動プロセスの共有及び地域の主体的な活動の情報発信を進める。

中山間地域の農業は、高齢化の進展による担い手不足や農地の面的な集約が困難など、平場と比べて生産条件が厳しいことから、条件格差を補正する中山間地域等直接支払制度の活用等により、集落協定のネットワーク化及びスマート農業技術の実装による地域営農モデルを育成する等して、持続可能な営農体制の構築を推進する。

ビレッジプラン取組地区をはじめ、住民主体による営農継続や集落機能の維持に向けた検討・実践に取り組む地区が増加する中、農村RMO設立への支援ニーズも高まっていることから、国・市町村等と連携しながら育成に取り組む。

第 1 - 3 - (2) グリーン・ツーリズムによる所得拡大

教育体験旅行モニターツアーや商談会、企業とのマッチング支援を実施

1 動向

(1) 地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの展開

都市と農山漁村の交流は、農林水産業への理解促進、農林水産品のファンづくり、多様な就業・所得機会の創出及び農山漁村の活性化等に大きな効果があり、農林漁業体験を通じた移住・定住など、関係人口の創出も期待できる。

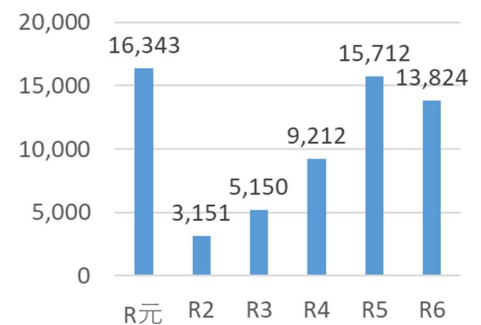
県内各地域において、グリーン・ツーリズムを推進する交流団体が受入の中心となり、農山漁村が持つ自然や農林漁業体験、農産物や郷土料理など豊かな「食」を活かした体験メニューに加え、地域に伝わる伝統文化に触れる機会の提供等、様々な体験・交流活動が行われている。

(2) グリーン・ツーリズムツアー等への誘客の取組

国は、伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在型旅行として「農泊」を推進しており、本県では令和 7 年 7 月現在、26 地域で取組が開始されている。

また、グリーン・ツーリズムに取り組む地域協議会が旅行業を登録するなど、各地域において受入体制整備や情報発信を強化し、誘客拡大を図っている。

【グリーン・ツーリズムツアー等延べ参加人数の推移】
(人)



資料：地域農政推進課調査

2 施策の取組状況と成果

新潟県グリーン・ツーリズム推進協議会では、構成員である地域協議会が抱える共通課題への対応に向け、推進協議会内に検討チームを設置し、地域協議会同士の情報交換や意見交換を基に具体的な対応策の検討や試行的な活動を実施している。

令和 7 年度は、教育体験旅行モニターツアーや商談会を開催したほか、企業の社外活動誘致のためのマッチング支援などに取り組んだ。

また、受入農家等を対象に、こどもを受け入れる際の安全管理に向けたリスクマネジメント研修会を 2 回開催し、安全・安心な受入体制づくりに取り組んだ。

(1) 教育体験旅行モニターツアーや商談会による誘客拡大

教育体験旅行の誘客拡大に向け、首都圏の旅行会社を対象に、県内各地の特色あるプログラムや民泊を体験していただき、意見交換を行うモニターツアーを開催した。

8 月に妙高市、上越市、糸魚川市を周遊し、2 月には胎内市、阿賀町、魚沼市を舞台に計 2 回実施した。

また、教育体験旅行に特化した商談会を東京で開催し、旅行会社との商談を進めた。今後具体的な提案を行っていく。



<モニターツアーの様子(上越市)>

そのほか、総合相談窓口として「にいがたグリーン・ツーリズムセンター」を設置し、各種問合せに対応するとともに、地域おこし協力隊を中心に、県観光協会が開催する首都圏観光商談会や、東北観光推進機構が開催する東京、大阪での商談会にも参加し、積極的に誘致活動に取り組み、新たに首都圏高校の修学旅行での来訪につながった。



< 教育体験旅行商談会 (東京都) >

(2) 企業の社外活動誘致に向けた企業とのマッチング支援

企業の社外活動の場として農山漁村地域の活用を推進するため、企業向けコンテンツを造成した県内地域協議会と県外の企業とのマッチングを支援するためのイベントを東京、大阪で開催した。

イベントでは、地域の紹介を行った後、ワークショップにより、県外企業との対話を深めた。今後も継続的に情報発信や商談を実施していく。



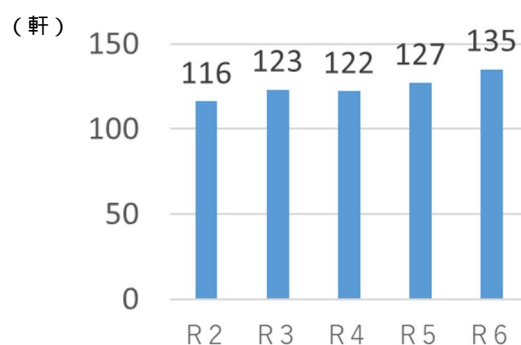
< マッチングイベントの様子 (東京都) >

(3) 農家民宿の開業支援

農林漁業体験や自然体験など農山漁村ならではの体験を提供する宿泊施設として農家民宿の開業に係る総合相談窓口を地域振興局に設置しており、相談窓口となる振興局担当者や開業希望者向けの研修会を実施した。また、開業希望者向けの手引きを作成しており、関係法令の改正などに毎年対応している。

令和6年度には、規制緩和により10軒の農家民宿が開業した一方、2軒が廃業し、営業中の農家民宿は前年に比べ8軒増加した。

【規制緩和により開業した農林漁業民宿数(営業中)】



資料：福祉保健部生活衛生課調査

3 課題と展開方向

教育体験旅行のニーズが多様化する中で、広域連携による民泊の受入体制整備に加えて、他県との差別化を図るため、新潟ならではの探求学習型コンテンツの造成が必要とされている。

学校や旅行会社から新潟を行き先として選んでもらえるよう、広域受入の総合窓口機能を持つポータルサイトの設置や、最新の農業技術にまつわる体験等、探求学習型コンテンツの造成を支援する。

企業向けのコンテンツを造成し、一定の評価を受けているが、ニーズがある企業との継続的なつながりができていない。

今後も、企業向けコンテンツの情報発信やマッチング支援を行い、企業とのつながりづくりを推進する。

